平成29年度技能検定（随時３級、基礎１級及び基礎２級）の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第３項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成29年３月３日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　等級別実施職種

(1) 随時３級

さく井（パーカッション式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金（内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造（靴下製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、塗装（金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 基礎１級及び基礎２級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

２　試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

３　技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア　手数料

17,000円（ただし、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円）

イ　実施期日

実技試験は、平成29年４月１日（土）から平成30年３月31日（土）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ　実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ　問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。）

(2) 学科試験

ア　手数料

3,100円

イ　実施期日

学科試験は、平成29年４月１日（土）から平成30年３月31日（土）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ　実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

４　受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア　技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ　手数料

(2) 提出先

郵便番号950－0965

新潟市中央区新光町15番地２（新潟県公社総合ビル４階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア　技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験若しくは技能実習が必要となる。

イ　随時３級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎１級又は基礎２級に合格した者に限り受けることができる。

ウ　申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

エ　申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5　手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記３の(1)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。

6　合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

３級、基礎１級及び基礎２級の技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、３級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。

7　その他

本公告の３級、基礎１級及び基礎２級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025－283－2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025－280－5263）へ問い合わせること。